

管理者の皆さんもアルコール検査をしてください。

アルコール検査(以下検査という)が始まって一ヶ月が経過した。会社掲示によると東一輸では3件が検査で「酒気帯び」とされた。酒気帯び自体は許されることではないが、パンや納豆など多くの食品、さらにはうがい薬でも反応する基準値に問題はないのか？近頃では乗務員はたとえ前日飲酒していなくても検査機が反応することを恐れ、朝食を抜く、出勤点呼後まで食事を我慢するなど健康を阻害している状況がある。

検査は乗務員だけである。これは腑に落ちない。添乗する助役はハンドルを持たないから検査はしないという。しかし、助役は運転室に入り乗務員を指導する。仮に酒気帯び状態としたら大きな問題である。地本は4月19日幹鉄事に申入れをした。内容は「助役が添乗指導する場合は乗務員と同じく検査をすること」である。当然だ。二日酔いで運転台に入られては安全上決して許されない。ところで、就業規則には次の事が書かれている。

第19条 社員が次の各号の1に該当する場合は、出社を禁じ、又は退社を命ずることがある。

(1) 酒気を帯びて出勤し、又は勤務した場合（以下略）

これを見ると、社員が対象であり乗務員だけを指してはいない。ならば全員が検査をしなくてはならない。特に管理者は役職上、部下から「お酒臭いですよ」とは言われまいだろう。管理者は範を示すためにも、そして就業規則厳守のためにも検査をすべきだ。まさか自信がない？とは口が裂けても言えないよね。